

「福岡市立西部地域小・中学校特別教室空調整備 P F I 事業」事業契約書（案） 修正箇所対照表

令和3年4月22日

令和3年4月1日付で公表した事業契約書（案）を以下のとおり修正した。

該当箇所	修正前	修正後
<p>[31 ページ] 第 69 条第 6 項</p>	<p>6 全ての空調設備が市に引き渡される前に第 1 項及び第 2 項の規定に基づき本契約が全部若しくは一部解除された場合に、市が事業者に対し事業実施場所の本契約解除時における現状での引渡しを求めたときは、前項の規定にかかわらず、事業者は、解除に係る事業実施場所を解除時における現状のまま、市に返還する。この場合において、施工済み部分に利用価値がある場合で、かつ市がこれを利用する場合には、施工済み部分の評価額相当額を契約解除前の支払スケジュールどおりに支払う。<u>また、この場合においても、事業者は市に対し、前項に規定する違約金を支払うが、(ただし、本契約が一部解除の場合、違約金の額につき、市の判断において、減額する場合があることは前項ただし書きのとおり)市は、事業者の有する施工済み部分の評価額相当額についての支払請求権を受働債権とし、市が事業者に対して有する本項所定の違約金又は次項所定の損害賠償請求権を自働債権として対当額で相殺することができる</u></p>	<p>6 全ての空調設備が市に引き渡される前に第 1 項及び第 2 項の規定に基づき本契約が全部若しくは一部解除された場合に、市が事業者に対し事業実施場所の本契約解除時における現状での引渡しを求めたときは、前項の規定にかかわらず、事業者は、解除に係る事業実施場所を解除時における現状のまま、市に返還する。この場合において、施工済み部分に利用価値がある場合で、かつ市がこれを利用する場合には、施工済み部分の評価額相当額を契約解除前の支払スケジュールどおりに支払う。<b>【削除】</b></p>
<p>[31 ページ] 第 69 条第 10 項</p>	<p><b>【追加】</b></p>	<p>10 市は、<u>第 1 号の違約金又は第 8 項の損害賠償金が支払われないときは、第 2 号の市が事業者を支払うべき金額と対当額で相殺できるものとする。</u> <u>(1) 第 3 項第 1 号ウ、第 3 項第 2 号エ、第 4 項第 1 号ウ、第 4 項第 2 号エ、第 5 項又は第 9 項の違約金</u></p>

		<u>(2) 第3項第1号ア、第3項第2号ア若しくはイ、第4項第1号ア、第4項第2号ア若しくはイ又は第6項により市が事業者に対し支払うべき金額</u>
[35 ページ] 第70条第11項	<b>【追加】</b>	11 市は、第7項、第8項若しくは第9項の違約金又は前項の損害賠償金が支払われないときは、第6項により市が事業者を支払うべき金額と対当額で相殺できるものとする。
[46 ページ] 第91条	(融資機関との協議) 第91条 市は、 <u>本事業に関して事業者に融資する金融機関との間において、市が本契約に基づき事業者に損害賠償を請求し、又は契約を終了させる際の当該金融機関への事前通知、ないしは協議に関する事項につき協議し定める。</u>	(融資機関との協議) 第91条 市は、 <u>金融機関等と協議を行い、別紙16に定める形式及び内容と同等の直接協定を締結することができるものとし、事業者は、市が直接協定を締結した後に、当該直接協定を締結した金融機関等から融資を受けうるものとする。この場合、事業者は、金融機関等と融資契約を締結した場合、速やかにその写しを市に提出するものとする。また、市が要求する場合には、事業者は、金融機関等へ提出した書類の写し及び情報を市に対して自ら提出し又は金融機関等をして提出させるものとする。</u> 2 事業者が保有する権利に融資機関が担保権を設定するときは、第69条第10項又は第70条第11項等に基づいて市が相殺する権利を害してはならない。
[91 ページ] 別紙16	<b>【追加】</b>	別紙16 直接協定書(案)を追加